

固定資産税台帳の閲覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産を所有する人(法人)に課税されます。

課税台帳には、土地・家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋の新築、土地の異動、町内に土地・家屋及び償却資産を新たに所有した人(法人)の確認などにご利用ください。

▼閲覧期間 4月1日(月)～

▼閲覧場所 税務課資産税係11番

窓口

▼持参するもの

①印鑑

②写真付き身分証明書

※運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせください。

③代理の場合は所有者の委任状

④25年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

⑤税務課資産税係

☎985-4111

軽自動車などの 廃車・名義変更は3/29までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録している名義の人に1年分を納めてもらう税金です。廃車、名義変更や転出をする場合は、3月29日(金)までに手続きをしてください。

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕作業車 小型特殊自動車	税務課 町民税係 ☎985-4110	①認印(名義変更の場合は新所有者と旧所有者の印鑑) ②自賠責保険証書など(車台番号、車名、排気量の分かるもの) ③ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)
軽二輪車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	愛媛運輸 支局☎050-5540-2076	①自動車検査証(250cc超以上の場合) ②認印(名義変更の場合は新所有者と旧所有者の印鑑。廃車の場合は検査証欄の使用者と所有者の印鑑) ③住民票(3カ月以内のもの)
軽自動車	軽自動車 検査協会 愛媛事務所 ☎975-6730	④ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合) ⑤自賠責保険証書

☎税務課町民税係 ☎985-4110

お済みですか?

確定申告

3月の確定申告の相談日程は下表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

●役場申告会場

日時 3月15日(金)まで ※土・日曜日は除く
9時～11時30分、13時～16時
場所 役場2階大会議室

●各地区公民館・集会所

期間	9時～11時30分	13時～16時
3/1(金)	恵久美	上高柳
4(月)	塩屋	昌農内
5(火)	南黒田	西高柳
6(水)	新立	西古泉
7(木)	本村	筒井
8(金)	宗意原	北黒田

☎松山税務署 ☎941-9121(自動音声案内)
税務課町民税係 ☎985-4110

【申告した所得は】

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となる大切な資料です。

- ①児童手当、国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき
- ②国民年金保険料の免除・猶予申請をするとき
- ③保育所の入所申請をするとき
- ④幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑤公営住宅を申し込むとき
- ⑥金融機関などから融資などを受けるとき

【申告に持参するもの】

- 印鑑(認印で可)
- 税務署から申告書が送付されている人はその申告書
- 所得の計算に必要な書類(年金や給与の源泉徴収票など)
- 医療費の領収書(集計をしてきてください)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- 障害者手帳など
- 還付金の受取口座(本人名義)番号が分かるもの

こんなときは届け出を

国民年金

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての人加入しなければならぬ国民年金。加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも届け出が必要です。なお、支払いを口座振替したい人は、預金通帳と届け出印も持参してください。

届け出が必要なとき	持参するもの
20 歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	印鑑、学生納付特例の申請書は学生証など
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが配偶者が 厚生年金、共済年金を辞めたとき	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書

※免除申請時に、本人・世帯主・配偶者の離職票や雇用保険受給資格者証を持参すれば、免除が承認されやすくなる場合があります。

☎ 町民課住民係 ☎ 985-4106
松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175

国民健康保険

加入者は次の場合 14 日以内に届け出が必要です。

届け出が必要なとき	持参するもの
町外へ転出したとき	保険証、印鑑
他の健康保険に加入したとき	国保の保険証、印鑑、健康保険の保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証、印鑑、生活保護開始通知書
死亡したとき	保険証、印鑑
保険証の内容を訂正するとき	保険証、印鑑

※修学で町外に住所を移すときは手続きが必要です。25 年度も引き続き学生の場合、25 年 4 月以降発行の在学証明書などを持って保険課へお越しください。

●退職者医療制度の届け出もお忘れなく！

会社などを退職して、厚生年金や共済組合から年金を受けている 60 歳以上 65 歳未満の人と、その被扶養者は退職者医療制度の対象となります。対象者は年金証書が届いた日の翌日から 14 日以内に届け出てください。

対象者 (次の両方に該当する人とその被扶養者)

- ・国保に加入している人
- ・厚生年金や共済組合など (国民年金は除く) からの年金の受給資格があり、その加入期間が 20 年以上、または 40 歳以降の加入期間が 10 年以上ある人

届け出に必要なもの 保険証、年金証書、印鑑

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

住基カード無料期間、いよいよ残り1カ月！

住民基本台帳カードの発行手数料は、3月29日(金)まで無料です(その後は500円)。

住基カードは、顔写真付きのものであれば免許証などと同様に公的な身分証明書として利用でき、平日であれば他市町村でも住民票(本籍地の記載のないもの)を取得できます。電子申告などのために公的個人認証サービスを利用する

人は別途500円必要です。

▼申請に必要な物

- ① 官公署発行の写真付き身分証明書 + 保険証など
- ② 印鑑
- ※写真は役場で撮ります。
- ※①をお持ちでない場合は、事前にお問い合わせください。

▼受付時間

平日 9 時～16 時

☎ 985-4105

住民登録は正しくできていますか？

引越などで住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出をしてください。住民登録は氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録し、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

①松前町から転出

まず松前町で「転出届」を出し、交付される転出証明書を持って、転出先で「転入届」を出します。

②松前町へ転入

転出証明書を持参し、松前町で「転入届」を出します。

③松前町内で異動

松前町で「転居届」を出してください。

▼届け出期間

- ・転入届と転居届：新住所へ住み始めた日から14日以内
- ・転出届：引越予定日の14日前から

▼受付時間

平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※届け出に伴い他課で手続きが必要な人は早めに来庁してください。

☎ 町民課住民係

☎ 985-4105

交通事故ゼロを目指して

今年、愛媛県は交通事故死亡事故アングラー50を推進中です。一人一人が「自分の命は自分で守る」を徹底しましょう。

●気をつけること

昨年県下の交通事故で亡くなった人の3分の1は、歩行中の高齢者でした。大きい道路の無理な横断や反射材の非着用などが事

故の主な原因となっています。近くだからといって油断せず、しっかり準備をして出かけましょう。

町が昨年各戸配布した交通事故危険箇所マップ「まさき注意」をぜひご活用ください。

☎ 町民課コミュニティ係

☎ 985-4228



道路にはみ出した植木の剪定に協力を

道路にはみ出した植木、カーブミラーに映ったりする私有地の植木は、交通安全の妨げです。

通学路の妨げになったり、歩行者や自動車の通行に支障をきたしたりするだけでなく、走行中の自動車に傷がつき、トラブルになることもあります。道路にはみ出した植木の剪定に

ご協力ください。

交通事故のない安全なまちづくりに努めましょう。

☎ 松前町交通安全推進協議会事務局 (町民課コミュニティ係)

☎ 985-4228

「手話奉仕員」「要約筆記者」の養成研修受講者の募集

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する「手話奉仕員」と「要約筆記者」の養成研修受講者を募集しています。

講座名	福祉啓発定期講座				要約筆記者養成講座	
	手話(午前の部)(毎週水曜日)		手話(夜の部)(毎週水曜日)		手書き・パソコン(午前の部)(毎週木曜日)	手書き・パソコン(夜の部)(毎週木曜日)
開講期間	<<入門>> 4/10～9/4	<<基礎>> 9/25～翌年2/19	<<入門>> 4/10～9/4	<<基礎>> 9/25～翌年2/19	<<入門>> 4/18～翌年3/13	
時間	10時～12時		18時30分～20時30分		10時～12時	18時30分～20時30分
回数	各20回				各44回	
定員	各1人(松前町在住者枠。中予圏全体で各35人)				7人(伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町在住者枠。中予圏全体で各23人)	
会場	松山市総合福祉センター(松山市若草町8-2) または松山市ハーモニープラザ(松山市若草町8-3)				松山市ハーモニープラザ3階多目的室1・2	
受講料	1,000円(教材費は別途必要)				無料(教材費は別途必要)	
受講資格	全日程受講可能な人。入門を受講しなければ基礎は受講できません。				20歳以上で、修了後、要約筆記活動を希望する人	
申込期限	3月15日(金)				3月13日(水)	
申し込み方法	福祉課障がい福祉係までお越しください。※申込書の郵送を希望する場合は、希望講座名、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業、電話番号を書いた用紙を郵送してください(様式は任意)。					

☎ 福祉課障がい福祉係 ☎ 985-4112

まさきの ecology 生活

「使用済小型家電」のリサイクル

3月1日(金)から、使用済小型家電のリサイクル回収を始めます。小型家電には、大切な資源が含まれています。家庭に眠っている電話機やテープレコーダなどは、埋立ごみに出すより、回収BOXに入れてリサイクルに協力してください。

◎対象品 25センチ×15センチの投入口に入る使用済小型家電(電子機器) ㊟携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、テープレコーダ、電子辞書、CDプレーヤ、ICレコーダなど

◎回収方法 小型家電内の個人情報情報を削除した後、回収場所のBOXに入れてください。

◎回収場所

名称	回収場所	利用時間
役場庁舎	1階ロビー	9時～16時(12/29-1/3、土日祝日除く)
福祉センター	1階ホール	8時30分～18時(12/28-1/4除く)
環境プラザ	ホール	9時～16時(12/29-1/3、土日祝日除く)
東公民館	1階ロビー	9時～17時(12/28-1/4、土日祝日除く)
西公民館	1階事務所	9時～17時(12/28-1/4、土日祝日除く)
北公民館	1階ロビー	9時～17時(12/28-1/4、土日祝日除く)
エミフル MASAKI	グランゲートB	9時～22時
エディオンエミフル MASAKI店	エントランス	10時～21時
ダイキ EX 松前	正面外売場	8時～20時(1/1、臨時休業日除く)
フジ松前店	店舗店頭	9時～21時

「わたふとん」のリサイクル

家庭で不要になった『わたふとん』は、昨年までは焼却処分していましたが、緩衝材などにリサイクルするため、1月から役場と環境プラザで回収を始めました。初日から多くの『わたふとん』が持ち込まれ、1月中の回収量は350キロでした。今後もご協力をお願いします。

◎対象者 町内在住の人

◎回収するふとん 家庭で不要になった『わたふとん』(座布団も中身が「わた」なら可)

※わた以外の羽毛やスポンジの入ったふとん、汚れたふとん、濡れたふとんは回収できません。

◎受付日時 平日9時～16時

◎回収場所 ①松前町役場庁舎1階ロビー
②松前町環境プラザ1階ホール

◎利用方法 回収場所にある台車に入れてください。

◎その他 回収場所に持参できない人は、はがきで粗大ごみ回収にお申し込みください。

町民課ごみ対策係 ☎985-4117

70歳以上の国保加入者 医療費自己負担1割を継続

▼対象者
国民健康保険に加入している70歳以上の人で、負担区分が「2割(平成25年3月31日までは1割)」と書かれた保険証を持っている人
※新しい保険証は3月下旬までに郵送します。送付する保険証は、

有効期限が平成25年7月31日のため、表記は「2割(平成25年7月31日までは1割)」となっています。

◎保険課医療保険係

☎985-4107

3月1日～7日は子ども予防接種週間 予防接種はお済みですか？

母子健康手帳や予防接種手帳などで接種履歴を確認し、未接種の予防接種があれば、体調のよいときに早めに受けましょう。

麻しん(はしか)・風しんの接種期限がせまっています

麻しん(はしか)は、空気感染によって起こり、感染力が強く、重篤な合併症を引き起こす病気で、最も有効な対策は予防接種を受けることです。

風しんは、特に妊娠中の女性をウイルスから守るために、男女共に風しんワクチンを接種して、予防してください。

▼平成24年度対象者

第1期 1歳以上2歳未満の人
第2期 平成18年4月2日～19年4月1日生まれの人(5歳以上7歳未満の小学校入学前の1年間)

第3期 平成11年4月2日～12年4月1日生まれの人(中学校1年生相当年齢)

第4期 平成6年4月2日～7年4月1日生まれの人(高校3年生相当年齢)

※第2・3・4期の無料接種期限は3月31日(日)です。

◎健康課保健センター係

☎985-4118

町で回収できない医療系廃棄物

次の医療系廃棄物は、町では回収できません。

●注射針(血糖値測定用針なども含む)

●注射器(針の付いていない注射器、インスリン注射器なども含む)

●針付きのチューブ類(輸液ライン)などの医療系廃棄物

埋め立てごみに出されると、分別の際に作業員が負傷する危険があるため、町では回収できません。

かかりつけの医療機関または購入した薬局に相談して処理してください。

◎町民課ごみ対策係

☎985-4117

3月1日～8日は 女性の健康習慣

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期と、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動します。更年期を迎えると女性ホルモンが減少し、脂質異常症や骨粗しょう症が起りやすくなるなど身体にさまざまな変化をもたらす

ます。まずは、自分の体を知り、SOSに早く気づくことが大切です。定期的に健康診断を受けましょう。

◎健康課保健センター係

☎985-4118

血管いきいき☆

糖尿病予防のつどい参加者募集

【第3回】

▼日時 3月7日(木) 9時30分～12時

▼内容

「続けよう! 糖尿病予防で万病予防!」～医師の講話と質問タイム(講師 医師 宮岡弘明先生)

▼定員 約60人

▼締め切り 3月6日(水)

【第4回】

▼日時 3月18日(月) 13時30分～15時

▼内容

「泣いてませんか? あなたの足」

フットケアの講義と実習

(講師 糖尿病看護認定看護師 徳野みどり先生)

▼定員 約40人

▼締め切り 3月14日(木)

【共通事項】

◎会場 松前町総合福祉センター集会所

◎申し込み方法

健康課保健センター係(☎985-4118)までお電話ください。



小さなこどものための
自然観察会

野々っ子くらぶ

野々っ子くらぶ第4回は、小富士保育所と近くの川原でつくしを探します。

第4回つくしの会

- *日時 3月27日(水) 10時～11時30分
- *場所 小富士保育所と近くの川原
- *対象 就園前の子どもと保護者(大人だけでも参加できます)
- *服装 帽子、運動靴(サンダルはやめましょう)
- *持ち物 お茶、タオルなど
- *申し込み方法 3月26日(火)までにお電話ください。(先着15組)
- *申込先 町民課生活環境係 ☎985-4117
子育て支援センター ☎985-4151